

Bコース：【その他宿泊施設向け】

新潟市宿泊施設感染症対策補助金

【申請要領】

※Go Toトラベル事業には参画しないものの、感染症対策に取り組む新潟市内の宿泊施設を対象とする補助金になります。

■受付期間

令和2年8月17日（月）から 同年9月30日（水）まで

■受付方法

郵送受付のみとなります。※令和2年9月30日（水）の消印有効

（宛先）〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 5階

広域観光課 宛

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

■問い合わせ先

新潟市 観光・国際交流部 広域観光課

（メール）koiki.k@city.niigata.lg.jp

■申請に必要な書類の入手方法

新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 宿泊施設感染症対策補助金

検索

（URL）

<https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/kanko/qyosei/shukuhakuhojokin.html>

※ 申請書類の郵送による提供は行いません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。

ご不明な点は観光・国際交流部広域観光課へメールにてお問い合わせください。

1 概要

市内の宿泊施設において、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の取り組みや「新しい生活様式」に基づく安心で安全な宿泊施設の整備を推進するため、消毒・除菌対応等の感染防止対策の経費の一部を補助するものです。

※ Bコースの申請には、Go To トラベル事業への情報登録は必要ありません。

2 対象者

(1) 旅館業法等に基づく営業許可を受けて市内で**宿泊施設**※を運営している事業者であって、下記①～④の条件の事業者。

- ①申請時点で宿泊施設の営業実態があること
- ②市税の未納がないこと（徴収猶予を除く）
- ③旅館業法，建築基準法，食品衛生法その他関係法令に違反していないこと
- ④訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。

※詳細は、新潟市宿泊施設感染症対策補助金交付要綱第2条、第3条第1項及び第4条第1項を参照。

※対象となる宿泊施設

- (1)旅館・ホテル： 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設
- (2)民泊施設： 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出に係る住宅
- (3)特区民泊： 国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する施設は対象外です。

3 補助額・補助率

補助対象経費の10/10以内 上限額 10万円（※実績報告書提出後に支払）

交付条件：

- 1、補助対象経費は、消費税額を除いて計算されます
- 2、補助額は、千円未満切り捨てとします

4 補助対象経費

施設利用者や従業員の新型コロナウイルス感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できるもの。

ただし、国・県等が行う同様の支援制度に申請した（または今後申請予定の）経費は、対象になりません。

<対象となる経費（例示）>

・衛生設備

飛沫感染防止用パネル、透明ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサイン、非接触体温計、サーマルカメラ、サーキュレーター など

・衛生用品

マスク、フェイスシールド、ゴーグル、衛生用手袋、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、消毒用洗剤、 など

5 補助期間

補助事業の期間は、令和2年8月1日から令和3年1月31日までとし、この期間中に発注、納品、支払いが完了したものを補助対象とします。

6 申請書類、申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間 令和2年8月17日（月）から 同年9月30日（水）まで

(2) 申請書の入手方法

新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 宿泊施設感染症対策補助金

検索

(URL)

<http://www.city.niigata.jp/kanko/kanko/qyosei/shukuhakuhojokin.html>

※ 申請書類の郵送による提供は行いません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。

ご不明な点は観光・国際交流部広域観光課（koiki.k@city.niigata.lg.jp）へメールでお問い合わせください。

(3) 申請受付方法

■ 受付方法

郵送受付のみとなります。※令和2年9月30日（水）の消印有効

（宛先）〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 5階
広域観光課 宛

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※別表の提出書類を郵送してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

7 交付の決定及び交付の開始

- (1) 本補助金は、提出書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に交付します。
- (2) 提出書類の審査の結果、本補助金の交付（不交付）の決定をしたときは、交付（不交付）に関する通知を送付します。
- (3) 申請書類の提出後、2週間を経過しても交付（不交付）に関する通知が来ない場合は、観光・国際交流部広域観光課（アドレス：koiki.k@city.niigata.lg.jp）へメールにてお問い合わせください。

8 その他

- (1) 本補助金の交付に関して、必要に応じ、対象施設の新型コロナウイルス感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する検査を行い、又は報告を求めることがあります。
- (2) 本補助金の交付の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、交付の決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返金するとともに、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（補助金の額10万円に年率10.95%の割合で計算した額[新潟市宿泊施設感染症対策補助金交付要綱第15条]）を支払うこととなります。

別表

※郵送チェックリストに☐を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

提出書類一覧		郵送 チェックリス ト
申 請 書	1. 「新潟市宿泊施設感染症対策補助金交付申請書」 (別記様式第1号の1)	<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	2. 旅館業法に基づく営業許可証、住宅宿泊事業法に基づく標識又は国家戦略 特区特別区域法の認定証の写し	<input type="checkbox"/>
	3. 購入予定品の見積書又は価格が分かる書類	<input type="checkbox"/>
	4. 市税に未納がない旨の証明書(市制度用) ※市民税課、各区区民生活課、中央区窓口サービス課、出張所等で発行可 (新型コロナウイルス感染症の影響等により、市税の納税等の猶予を受けている者 は、承認を受けている各徴収猶予承認通知書の写しを提出してください。)	<input type="checkbox"/>
	5. 申請書記載の口座情報(金融機関名、振込先口座、口座名義及び支店番 号等)がわかる通帳等の写し(例)通帳の場合、表紙の裏など ※申請者と同一名義の口座に限ります。	<input type="checkbox"/>